

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	清閑亭の利活用に向けた詳細協議に関する協定書の締結について	文化政策課
2	豊島邸の利活用事業者について	
3	小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画（案）について	
4	御幸の浜プール施設地盤調査の結果について	スポーツ課
5	片浦診療所の機能・施設の検討について	保 険 課
6	新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）について	健康づくり課
7	損害賠償請求事件について	教育総務課

令和4年1月27日

清閑亭の利活用に向けた詳細協議に関する協定書の締結について

1 進捗状況

清閑亭の利活用については、「食」を通じて「小田原ならではの文化」を発信するとともに、小田原観光の回遊拠点の一つとして地域連携を図り、持続可能な形で建物を維持保全していくことを目的とした「小田原別邸料理 清閑亭」とする(株)JSフードシステムの提案が採用された。

令和3年(2021年)12月24日に、相互に協力し、提案内容を確実かつ円滑に事業化することを目的とする「清閑亭の利活用に向けた詳細協議に関する協定書」を締結し、引き続き詳細協議を行う。

2 詳細協議の項目

- (1) 事業の内容及び実施スケジュール
- (2) 建物の管理及び改修内容
- (3) 土地建物の賃貸借の条件
- (4) その他必要な事項

3 今後の予定

	令和3年度			令和4年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～ 令和5年春
関係法令 の調整	文化財保護法・建築基準法・消防法など									
改修工事等	改修部分の把握 確定						改修工事・開業準備			利活用開始
賃貸借契約				協議・確認		契約締結				

4 開業時期

令和5年春頃オープン予定

※今後の詳細協議の進捗及び新型コロナウイルス感染症拡大による建築資材・設備機器の生産状況等の影響により、工事等期間が前後する可能性がある。

豊島邸の利活用事業者について

1 利活用事業者の辞退について

豊島邸については、(一社)古民家再生協会湘南と利活用に向けて協議を進めてきたが、令和3年(2021年)12月9日、同協会から辞退届が提出された。

辞退の理由は、諸般の事情により提案内容の実現が困難との判断に至ったためとのことである。

※提案事業内容

主に企業を対象としたテレワーク・ワーケーションにも対応した宿泊施設とし、長期的には、訪日外国人を含めた旅行者に向けた宿泊施設として利活用する。

2 今後の利活用について

サウンディング型市場調査の後、提案募集実施要領の再検討を行い、民間提案制度を活用した利活用事業者の再募集を行う。

<参考>

○ 豊島邸について

所在地	小田原市栄町四丁目9番44号
構成	主屋(木造瓦葺平家建)、門及び塀、庭園
建築年代	昭和16年(1941年)頃
規模	敷地面積 881.21 m ² 延床面積 150.09 m ²
指定等	国登録有形文化財「旧豊島家住宅主屋、門及び塀」 (令和3年2月登録)

小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画（案）について

1 概要

(1) 計画の目的

「小田原市文化によるまちづくり条例」に基づき、本市の文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりに関し、基本方針及び推進を図るための事項を定める。

(2) 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで（10年間）

2 策定の経過

時期	項目
令和2年9月10日（木）	第1回文化振興審議会 ・委員の委嘱 ・諮問「文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項について」 ・計画策定の経緯とスケジュールについて ・意見交換
令和2年11月24日（火）	第2回文化振興審議会 ・文化によるまちづくり条例の基本計画（骨子案）について
令和2年11月～令和3年1月	文化に関する市民アンケートの実施
令和3年2月22日（月）～ 令和3年3月5日（金）	第3回文化振興審議会（書面会議） ・文化によるまちづくり条例の基本計画（骨子案）について ・今後のスケジュールについて ・文化に関するアンケート集計結果について
令和3年3月31日（水）	文化振興審議会から中間答申 ・文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項について
令和3年4月16日（金）	厚生文教常任委員会報告 ・文化によるまちづくり条例に基づく基本計画の策定状況について
令和3年4月26日（月）～ 令和3年5月26日（水）	パブリックコメントの実施 小田原市文化によるまちづくり条例の基本計画の素案について
令和3年8月6日（金）	第4回文化振興審議会 ・文化によるまちづくり条例の基本計画（案）について ・基本計画の名称について
令和3年12月1日（水）	文化振興審議会から答申 ・小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画の策定について

3 パブリックコメントの実施

(1) 意見提出期間 令和3年4月26日（月）から令和3年5月26日（水）

(2) 提出された意見 6件（3人）

内 訳	計画案に反映したもの	3件
	意見の趣旨がすでに計画案に反映されているもの	2件
	その他	1件

計画案に反映したもの	
頂いた意見	市の考え方
基本目標4では要因を認識し、新たな文化を作り出す方針を示すべき。 デジタルデバインドにより高齢者を取り残さないよう目標設定してはどうか。	第4章施策の推進基本目標4 施策2のデジタル文化の活用の中で、情報格差への配慮を記載した。
大久保家について、市民に周知する前にまずは市職員に知ってもらいたい。	第3章(2) 市民による文化の振興と行政の役割の中で、行政が市の歴史・文化の把握と保存に努めることを記載した。
義務教育課程で行う「報徳」教育について、報徳教育の背景などを友人や家族と話し合う機会となるカリキュラムにしてはどうか。	第1章小田原の多彩な文化<民衆の文化>の中に、報徳思想について記載した。
意見の趣旨が既に計画案に反映されているもの	
頂いた意見	市の考え方
北条氏を意識しすぎているのではないか。 大久保家についても記載すべき。	第1章小田原の多彩な文化<武士・戦国の文化>の中で稲葉氏や大久保氏を含めて「北条氏をはじめとする武家」と記載している。
戊辰箱根の戦いにおいて、小田原評定の教訓から拙速な判断をした武士が、明治維新から厳しく扱われた出来事を周知すべき。	第4章施策の推進基本目標1 施策1及び基本目標3 施策2の中で市民自らが理解を深め、魅力を発信していくことに取り組む。
その他	
頂いた意見	市の考え方
足柄駅、蛍田駅など4駅に急行列車停車検討や駅周辺の景観整備など、人口増加、観光とハイテク産業を推進すべき。	今後、市民ニーズの把握に努め検討の参考とする。

4 文化振興審議会からの答申

令和3年12月1日 答申(別紙のとおり)

5 今後の予定

時期	項目
令和4年2月3日(木)	第5回文化振興審議会 ・成果指標の設定について
令和4年3月	計画策定



令和 3 年 1 2 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

小田原市文化振興審議会
会長 杉 本 洋 文

小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画の策定について（答申）

令和 2 年 9 月 1 0 日、当審議会に対し意見を求められた「文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項」について、答申をいたします。

令和 2 年 4 月 1 日に施行された「文化によるまちづくり条例」を踏まえ、様々な視点から審議を重ねてきました。

本年 3 月 3 1 日には、「文化によるまちづくり条例の基本計画（骨子案）」として、中間答申をさせていただきました。

審議会として、小田原の文化・歴史・伝統・人材等がそれぞれ素晴らしいものであることを再認識し、新しく完成した三の丸ホールを中心に文化の輪を広げ、地域や人、様々な分野が連携して未来のまちを創造していくために、パブリックコメント等の意見を汲み、基本計画案を検討いたしました。

計画の中では、「小田原ならではの」という言葉で、小田原の独自性を表現してきました。このため、計画の名称にも「小田原ならではの」を使用したところ です。

この基本計画が広く市民に浸透し、小田原ならではの文化の振興とまちづくりの推進が総合的に図られ、未来につながる「世界が憧れるまち小田原」が創造されることを期待しています。

今後、基本計画の定期的な進捗状況の確認及び評価の実施にあたっては、計画に示した定性的な目指す姿の評価とともに、定量的な成果指標及び具体の実行計画について、第 6 次小田原市総合計画における基本計画と実行計画を活用して本計画を推進することで、将来にわたり、文化によるまちづくりが進められていくことを切に願うものです。

小田原ならではの
文化によるまちづくり基本計画(案)

令和3年12月

第1章 小田原市の多彩な文化

小田原は、温暖な気候と豊かな自然環境、首都圏等へのアクセスに優れた交通利便性、史跡小田原城跡をはじめとする魅力的な歴史・文化資産、地場産業やなりわい、市民の豊かな文化活動等が融合し、多彩な小田原ならではの文化を育んできました。

小田原ならではの文化は、主に次のような特徴が挙げられます。

<p>＜武士・戦国の文化＞</p> <p>小田原城やその城下町にみる、北条氏をはじめとする武家が繁栄した戦国の歴史や、この時代に生まれた、鑄物や漆器などものづくりの工芸文化</p>	<p>＜交通の文化＞</p> <p>古代より陸路、海路、鉄道などの多彩な交通の要衝であったとともに、人車鉄道、馬車鉄道、路面電車などから新幹線に至るまで、多様な交通手段により培われた交流文化</p>	<p>＜邸園文化＞</p> <p>明治・大正期以降、多くの政財界人や文人が移り住み、居を構えたことで花開いた、邸宅と庭園で展開された邸園文化</p>
<p>＜なりわい文化＞</p> <p>城下町・宿場町を中心に生みだされた、小田原物と称される木製品、水産練製品、梅干、和菓子、漬物など地域特性を生かした地場産業や、戦後に興った産業文化</p>	<p>＜まちづくり文化＞</p> <p>里山、里川、里海などの豊かな環境のもと、長い歴史の中でたびたび表舞台に登場し、各時代で築き上げてきた都市の重層性が作る都市形成の文化</p>	<p>＜舞台文化＞</p> <p>江戸期、市内に創設された芝居小屋「小田原桐座」。また、歌舞伎や能などの題材に取り上げられた日本三大仇討ちの一つ「曾我物」や、歌舞伎十八番の一つ「外郎売」などの舞台芸術文化</p>
<p>＜民衆の文化＞</p> <p>二宮尊徳が民衆に広めた報徳思想や、海や山など自然にまつわるもの、また、小田原囃子や木遣唄などにみられる、各地域に伝わる祭事・伝承に基づくお祭り・神輿・山車などの民俗文化</p>	<p>＜生活文化＞</p> <p>秀吉の一夜城での茶会、松永耳庵など近代小田原三茶人による茶道文化や、自然に恵まれた小田原ならではの食材を生かした暮らしの食文化など、生活に根づいた文化</p>	<p>＜市民文化＞</p> <p>戦後いち早く復興され、市民や文化団体が今日まで育んできた、美術や音楽、演劇、文芸などの市民による芸術活動の文化や、様々な市民活動による文化</p>

第2章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定に至る経緯

ア) 国の動向

- ① 平成13年12月に施行された「文化芸術振興基本法」第4条では、地方公共団体の責務として「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

平成 29 年 6 月には「文化芸術基本法」に改正され、基本理念の改正とともに、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定されました。

- ② 平成 24 年 6 月に施行の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第 7 条では「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」と定めています。

イ) 小田原市の政策の方針

小田原市では、平成 24 年 3 月に小田原らしい文化や文化のもとで目指すこれからの姿を「小田原市文化振興ビジョン」にまとめました。

令和 2 年 4 月に、文化芸術基本法を踏まえ、また、令和 3 年 9 月の市民ホールの開館を考慮し、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による活力と魅力あふれるまちの実現のため「小田原市文化によるまちづくり条例」を制定しました。

(2) 計画策定の目的

本計画は、条例の基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即し、本市の文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりに関し、基本方針及び推進を図るための事項を定め、その施策の総合的かつ計画的な推進のために策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までとします。

第 3 章 文化によるまちづくりの考え方

(1) 文化の振興とまちづくり

文化は、長い歴史や風土に生まれ、人々の生活するところにあり、文化による人と人とのつながりは、生活にゆとりと潤いをもたらしてきました。

また、人々は過去いくたびか訪れた大きな災害などの困難をも地域の誇りである文化とともに乗り越えてきました。文化は未来への希望や生きる力を育む源となります。

小田原では、千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきました。歴史や風土に生まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化が、まちの礎として過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けていくことで個性と魅力あふれるまちがつくられると考えます。

「小田原ならではの」豊かな文化に触れた感動は、行動を起こす力となり、共感されることで持続させる力を生み出し、持続可能な暮らしの実現に寄与します。

文化を振興することは、市民一人一人の感性を育むことにとどまらず、人づくり、地域づくりなど社会の基盤形成、そして観光・教育・福祉・産業など諸活動の波及効果につながる未来のまちへの投資とも言えます。

(2) 市民による文化の振興と行政の役割

市民一人一人が、文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承・創造し、発信していくことが望まれます。行政は、市の歴史・文化の把握と保存に努めるとともに、市民の自主性、創造性、多様性を尊重し、その活動の下支えとなるよう、必要な施策を市民とともに実施していきます。

(3) 目指すまちの姿と基本目標

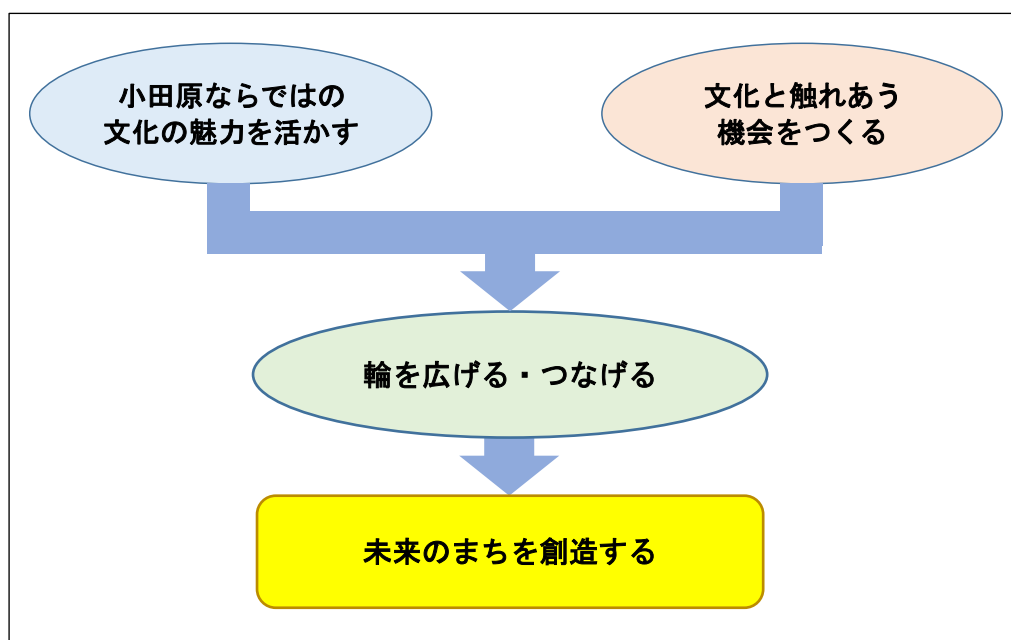
小田原市文化によるまちづくり条例の基本理念に基づき、本計画の目指すまちの姿と基本目標を次のように定めました。

小田原ならではの文化によるまちづくり

文化で人と人がつながり、ワクワク、ドキドキがあふれるまち
まち全体が舞台となり、日常の暮らしに、文化が息づく魅力あるまち
小田原ならではの文化が世界に開かれているまち

< 基本目標 >

- 1 小田原ならではの文化の魅力を活かす
- 2 文化と触れあう機会をつくる
- 3 輪を広げる・つなげる
- 4 未来のまちを創造する



第4章 施策の推進・・・基本目標と取り組み内容

(○ = 関係分野 ㊦ = 文化 ㊧ = 産業 ㊨ = 観光 ㊩ = 教育 ㊪ = 地域 ㊫ = 食文化 ㊬ = 福祉)

基本目標1 小田原ならではの文化の魅力を活かす

長い歴史や風土の中で生まれ、受け継がれてきた「小田原ならではの」文化を守り、磨きをかけ、まちの魅力として活用します。

施策1 文化を守り、伝える

㊦ ㊧ ㊩ ㊪ ㊫

小田原ならではの伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化を大切にするとともに、新しい光をあて、後世に継承します。

- ☞ 文化財の公開
- 郷土資料の活用
- 民俗芸能の保存・継承
- 博物館構想の推進



施策2 文化資源の保存と活用

㊦ ㊧ ㊨ ㊪ ㊫

歴史的・文化的資源を、小田原の誇りとして保存するとともに、その価値が十分に発揮されるよう積極的に活用します。

- ☞ 公民連携による歴史的建造物の保存・活用
- 文学のまちづくり事業の推進
- 尊徳顕彰事業
- 歴史・文化に育まれた食文化の保存・活用



基本目標2 文化と触れあう機会をつくる

文化・芸術の拠点である市民ホールを中心に、すべての市民が文化に親しみ、身近に触れあう機会を作ります。



施策1 文化・芸術拠点である市民ホールの活用

文 産 観 福

市民ホールでの文化・芸術活動を推進するとともに、多くの人が集い、まちのにぎわい創出する施設としても活用します。

- ☞ 市民ホールの整備・運営
市民ホールと地域のネットワークの形成



施策2 文化活動への支援

文 教 地

市民による文化活動の相談体制を整えるとともに、発表機会の充実を図り、多くの人々の活動への参加を促進します。

- ☞ 発表機会の充実
情報発信の充実

施策3 文化・芸術に触れる身近な機会の充実

文 教 地 福

すべての市民が心豊かに暮らすことのできるよう、多様な文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。また、暮らしの中での文化活動がより活発に行われるよう、地域と連携します。

- ☞ 市民ホールを訪れることができない
市民にも芸術文化を届ける機会の創出
美術作品の展示
地域とのネットワークの構築



基本目標3 輪を広げる・つなげる

「小田原ならではの」の継承と創造のものは、市民一人一人であると認識し、歴史的・文化的資源や市民の活動を内外に発信するとともに、様々な分野と連携・交流し、さらなる魅力の創出を図ります。

施策1 文化を支える地域と人材の育成

文 教 地 産 観 福

文化活動を行う人や担い手、活動を支える人づくりとともに、人と人をつなぎ、その活動の場を広げていくことにより、文化を地域で支えていく土壌を育てます。

- ☞ 若手芸術家の支援
アウトリーチの実施



子どもたちに向けた郷土学習事業の実施
セミナーの実施
文化基金の活用の検討

施策2 多彩な文化の発信 (文) (産) (観)

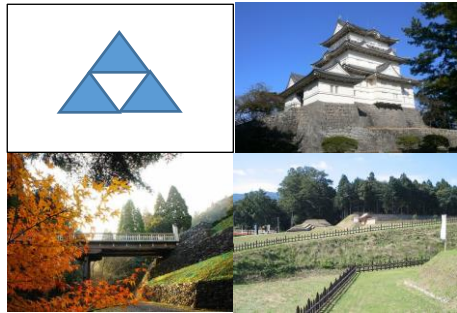
小田原ならではの文化や、地域・市民の文化活動を市内外に広く発信することで、市民自らが文化への理解を深めてもらうとともに、世界に向けて魅力を伝えます。

- ☞ 情報発信事業の拡大
SNS等を活用した情報発信の充実

施策3 市内外の交流の促進 (文) (教) (地) (産) (観)

国内外の姉妹都市をはじめ、交流のある都市との連携を強化するとともに、小田原ゆかりの文化に携わる人や団体等と連携することで、多くの人々との文化交流を促進します。

- ☞ 都市間交流事業の推進
多様な交流の機会の創出



施策4 様々な分野・人材・団体等との連携 (教) (地) (福)

教育や福祉など他分野と連携することで、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人に文化に触れ機会を充実させるよう、文化団体のみならず、個性ある地域社会や多岐にわたる分野の人材・団体と協働・連携して文化活動を推進します。

- ☞ 生涯学習活動との連携
民間施設等との連携
市民による文化芸術活動の活性化



施策5 産業・観光との連携による魅力の創出 (産) (観) (食)

産業・観光団体や、商店街等と連携してまちの各所に点在する文化資源を有効活用し、さらなる魅力の創出を図り、文化観光を推進します。

- ☞ 商店街等と連携したイベントの開催
まちあるき観光の推進
観光コンテンツの充実
MICEの推進
(会議・研修・学会・展示会等)



基本目標4 未来のまちを創造する

小田原ならではの文化を子どもたちへ継承し、住み続けたい日常の豊かさを創造するとともに、文化の振興による社会の課題の解決等、地域から文化によるまちづくりを進めることで、市民一人一人が小田原ならではの文化に誇りを持ち、未来につながる「世界が憧れるまち小田原」を創造します。

施策1 文化を創造する風土を高める (教)(地)(産)(観)(福)

国籍、世代、性別、障がいの有無等に関わらず、多様な人々や地域社会がともに文化を創造する風土を醸成します。

- ☞ 新たな文化活動への支援

施策2 デジタル文化の活用 (教)(地)(産)(観)(福)

リアルとバーチャルの共存する現代の文化を、デジタル技術を活用しながら、情報格差にも配慮し、バランスよく導入することで、人、地域、社会の多面的な出会いの機会を作ります。

- ☞ デジタル化の推進
スーパーシティへの挑戦

施策3 発信力を高める (教)(地)(産)(観)(福)

時間や場所を超えて、小田原発の文化を享受する機会を世界に向けて発信し、関係人口の増加につなげ、世界に誇れるまちをつくります。

- ☞ 情報発信事業の充実
シティープロモーションの推進

施策4 持続可能なまちをつくる (地)(産)(観)(福)

次代を担う子どもたちが多様な文化を体験するまちで暮らすことで、強く、しなやかな心を育むとともに、市民が小田原に誇りを持ち、「小田原ならではの」が随所に感じられるまちをつくります。

また、SDGsの視点を取り込み、文化的資源や人のつながりを強化し、多様性と包摂性のある持続可能な社会を実現します。

- ☞ 鑑賞事業の実施、アウトリーチの実施
郷土学習事業の実施
SDGsに向けた取組みの推進



第5章 計画の推進と評価

文化振興審議会において推進する項目や取組の推進状況を管理し、結果や成果を評価することにより、計画の着実な推進を図ります。

(1) 計画の評価

本計画を着実に推進するため、計画期間最終年度（2030年度）の目指す姿を設定します。

	施策	目指す姿（2030年度）	施策の実施により特に振興が図られる文化
基本目標1	施策1	文化を守り、伝える 小田原ならではの歴史や文化・伝統を、市民が広く認知・理解し、愛着を持って大切にするとともに、市民の多くが、その保存や継承に携わり、取り組んでいる。	戦国の文化、交通の文化、邸園文化、祭り文化、舞台文化、民衆の文化、生活文化、市民文化
	施策2	文化資源の保存と活用 歴史的建造物等の利活用が充実し、多くの人が建造物を利用し、訪れ、広く親しまれている。	戦国の文化、交通の文化、邸園文化、祭り文化、舞台文化、民衆の文化、生活文化
基本目標2	施策1	文化・芸術拠点である市民ホールの活用 市の文化・芸術活動を推進する拠点としての機能が確立され、全市民が一度はホールを訪れて様々な文化・芸術に触れており、さらに多くの人が集い交流が図られている。	舞台文化、市民文化
	施策2	文化活動への支援 市民自らが文化活動を行うための相談・情報提供等の支援体制が整い、発表などの機会の充実が図られている。	舞台文化、市民文化
	施策3	文化・芸術に触れる身近な機会の充実 日常生活により身近な場所でも、文化・芸術に触れる機会が創出され、市民の文化活動の充実が図られている。	舞台文化、市民文化
基本目標3	施策1	文化を支える地域と人材の育成 地域の伝統行事等を通じて世代間の交流が図られるとともに、人材育成のためのプログラム等が確立し、充実している。	民衆の文化、市民文化
	施策2	多彩な文化の発信 様々なツールを活用した情報発信が整い、市内に限らず広く誰でも簡単に情報を得られる。	戦国の文化、交通の文化、邸園文化、祭り文化、舞台文化、民衆の文化、生活文化、市民文化
	施策3	市内外の交流の促進 姉妹都市等と、歴史・文化の点においても広く交流が図られている。	戦国の文化、交通の文化、邸園文化、祭り文化、舞台文化、市民文化

	施策		目指す姿（2030年度）	施策の実施により特に振興が図られる文化
基本目標 3	施策4	様々な分野・人材・団体等との連携	地域や様々な分野の人・団体と多岐にわたって連携し、文化に触れる機会が提供され、協働して文化活動が行われている。	
	施策5	産業・観光との連携による魅力の創出	産業・観光団体等と文化資源を活用したイベントや催しが行われ、文化観光が促進されている。	
基本目標 4	施策1	文化を創造する風土を高める	市民自らが文化活動に参加して相互に交流し、文化活動の振興が図られ、文化活動への取り組み体制や支援が確立している。	
	施策2	デジタル文化の活用	デジタル技術を活用した、リアルとバーチャルが融合した公演が実施されるなど、より広く充実した文化活動が行われている。	
	施策3	発信力を高める	広く世界に対して、市の情報や文化活動が発信される体制が確立し、参加と交流が図られる。	
	施策4	持続可能なまちをつくる	文化活動の推進により、次代を担う子どもの豊かな心と小田原に対する誇りを育むとともに、「小田原ならではの」を感じられるまちづくりが進み、持続可能な社会に向かって推進している。	

評価は、目指す姿がどの程度達成されているか、定量的な成果指標を設けて複合的に精査し、以下に示す基準により5段階で評価します。

また、成果計測は毎年度行うこととし、取組の実施状況等を踏まえて中間見直しを行います。

評価区分	基準
順調	目指す姿に向け、着実に成果が上がっているもの。
やや順調	今後も継続して取り組むことにより、目指す姿の達成が可能であると見込まれるもの。
取組中	目指す姿の達成に向け、より一層取り組みが必要なもの。
停滞	目指す姿の達成が困難なもの。
未実施	施策に向けた取り組みを実施しなかったもの。

（２）文化振興審議会

文化振興審議会は、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりの推進に当たり、基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即した基本的な計画を策定するため、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するための機関です。

(3) 市民による文化振興

市民が担い手として文化を支えていくことが望まれます。様々な分野の活動情報を総合的に共有する機会を創出して連携を図るとともに、市民による文化活動の取り組みとその成果発表の場の創設を検討します。

(4) 庁内体制

庁内の各部署が連携する体制を整え、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

御幸の浜プール施設地盤調査の結果について

1 調査結果の概要

御幸の浜プールは、Aプール（幼児用プール）、Bプール（50m小・中学生用プール）、Cプール（50m大人用プール）の3つのプールを有する施設である。

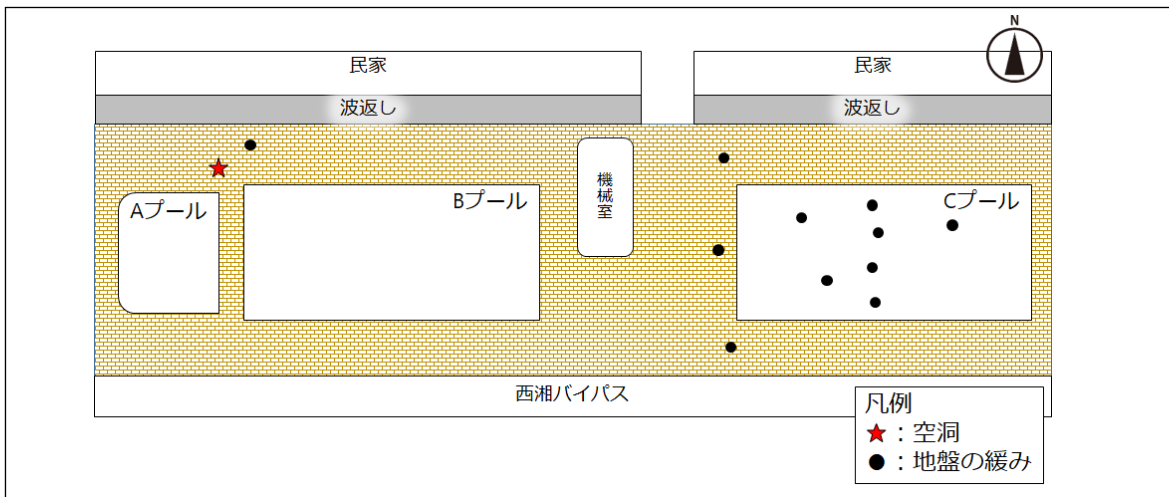
このうち、Cプールについては、令和2年度の漏水等調査において、ろ過循環用配管からの漏水及びプールサイド地中の一部で漏水が原因と想定される空洞の存在が確認され、さらにはCプール中央部の南北に横断する亀裂から、漏水したと思われる事象が発生した。

このことから、令和2年度の漏水等調査の未調査箇所について、令和3年度の開場期間終了後に調査を行ったところ、Aプールの北東側では、空洞が1箇所確認され、Cプール躯体の直下等では、地盤の緩みが確認されたが、令和2年度の漏水発生時に懸念された、近隣の民家や西湘バイパスにまで影響が及ぶような空洞は確認されなかった。

2 調査方法

調 査	調査対象
1次調査 (レーダ探査)	A・Bプールのプールサイド ※空洞が検出された場合は、2次調査を実施
2次調査 (スコープ調査)	①Cプール躯体（亀裂箇所を主に7箇所） ②Cプールのプールサイド西側（3箇所）

3 調査結果箇所図



4 空洞の規模

深 度	東西方向	南北方向	厚 み	空洞体積
0.18m	0.6m	0.5m	0.28m	0.084m ³

5 今後の予定

Aプールの北東側で確認された空洞を修繕した上で、令和4年度は令和3年度と同様にA・Bプールのみ開場する。

項目	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	備考
空洞修繕	←→							
開場準備			←→					
プール開場 (7/16~8/31)						←→		A・Bプールのみ

6 中長期的な方向性

建設から50年以上が経過しており、施設全体の老朽化が著しいことから、中長期的な方向性については、第6次小田原市総合計画に位置付ける取組の中で検討していく。

(参考) 利用状況

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開場 日数		7/15-8/31 48日間	7/14-8/31 49日間	7/13-8/31 50日間	8/1-8/23 23日間	7/17-8/31 46日間
	大人	4,041人	5,142人	4,697人	4,168人	3,772人
利用 人数	小人	3,160人	3,516人	3,764人	3,615人	5,279人
	合計	7,201人	8,658人	8,461人	7,783人	9,051人

※令和2年度の開場日数は、小学校の夏季休暇期間に合わせた。

片浦診療所の機能・施設の検討について

1 概要

小田原市国民健康保険片浦診療所（昭和 31 年 5 月 15 日開設）は、地域の診療所として運営して、今日まで 65 年が経過している。

木造建築物である当施設は、老朽化が著しく、平成 31 年 3 月策定の「小田原市公共施設再編基本計画」において、「当面は機能・施設ともに現状のまま継続するが、今後の運営の効率化や計画的な修繕等について検討する」とされている。

これに沿って、小田原市国民健康保険運営協議会において、地元の片浦地域の方等からの意見も聞きながら、今後の片浦診療所の機能・施設について検討を始める。

2 検討内容（現状における課題）

- (1) 医療従事者の確保（医師・看護師の高齢化）
- (2) 安定的な診療所経営（患者数（受診件数）・診療収入の減少）
- (3) 施設等の改修（建物の著しい老朽化）
- (4) 災害対応（大規模災害時の孤立地域となる可能性、土砂災害警戒区域に指定）

3 検討組織

- (1) 小田原市国民健康保険運営協議会
国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する法定の協議会
- (2) 委員等
 - ・ 国民健康保険運営協議会委員（委員定数：人）
被保険者代表（4）、保険医等代表（4）、公益代表（4）、社会保険者代表（1）
 - ・ 参考人（検討に係る協力要請者）
診療所医師、地区自治会連合会長、地区民生委員、地域医療振興協会 等

4 スケジュール（案）

令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 ～ 令和 5 年度 (2022 年度) (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
○参考人の人選、依頼 ○検討項目の抽出	○機能・施設に関する検討 ・ 診療状況、地域状況等の把握 ・ 施設運営と保全管理について ・ 現地視察	○機能・施設に関する諮問・答申 (答申に沿った施設の改修 等)

5 その他

<位置図>



<診療日時>

週 3 回 (月曜日、水曜日、金曜日)、9時から 15 時 30 分まで

<患者数の推移>

平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
1,776 人	1,631 人	1,745 人	1,673 人	1,524 人

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）について

追加接種にかかる準備を進めていたが、国から接種を早める考え方が示されたため、スケジュールを前倒しして接種を実施していく。

1 追加接種（3回目接種）の実施状況

接種券発送	接種券発送数	主な対象者
令和3年11月25日	約1,000通	医療従事者（市立病院で12月10日接種開始）
12月17日	約4,200通	医療従事者、高齢者施設入所者・従事者（高齢者施設で1月7日接種開始）
令和4年1月18日	約5,600通	医療従事者、高齢者施設入所者・従事者、施設入所者以外の高齢者（施設入所者以外高齢者は1月19日予約受付開始）

2 追加接種（3回目接種）の前倒しに対する国の考え方（接種間隔）

	対象	当初	前倒し	更なる前倒し
①	医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等	初回接種完了から 8か月以上	初回接種完了から 6か月以上	
②	一般高齢者		令和4年2月以降初回接種完了から 7か月以上	令和4年3月以降初回接種完了から 6か月以上
③	① ②を除くその他一般			令和4年3月以降初回接種完了から 7か月以上

3 追加接種（3回目接種）の前倒しに対する市の対応

初回接種完了から7か月後に接種券を発送し、**接種券が届き次第、予約受付を可能**とする体制を整えている。更なる前倒しの対応も調整中

4 接種券の発送スケジュール

2回目接種完了日	追加接種		
	対象者数	接種券発送日	予約受付開始日
6/28～30	約3,600人	1/27	1/31～
7/1～6	約8,000人	2/2～4	2/4～
7/7～12	約8,800人	2/7～10	2/9～
7/13～20	約12,100人	2/14～18	2/16～
7/21～29	約8,100人	2/21～25	2/24～
7/30～31	約2,400人	2/28	3/2～

※約3,000～4,000通ずつ週数回に分けて発送

5 予約方法

- ① 接種券が届き次第、予約が可能。接種券送付分の予約枠は確保
- ② 予約受付はコールセンター及び予約システム
- ③ 集団接種会場となる公共施設において、同会場での集団接種の対面による予約受付を実施（2月下旬頃から実施予定）

6 接種方法

- 2月 集団接種（原則モデルナワクチン使用。前倒しに対応するため会場・日程を追加するとともに、個別接種の実施可否についても調整中）
- 3～5月 集団接種（原則モデルナワクチン使用）に加え、希望者は初回接種と同じ医療機関で接種を受けられるよう個別接種（ファイザーワクチンもしくはモデルナワクチン使用）も実施
- 6月～ 集団接種（ワクチンの供給状況によるが、原則モデルナワクチン使用）

【集団接種会場】

会場名	実施時期	実施頻度
保健センター	随時実施	ほぼ毎週
小田原アリーナ	2月～	月2回程度
生涯学習センターけやき 川東タウンセンターマロニエ 橘タウンセンターこゆるぎ 梅の里センター	3月～	月2回程度
お堀端コンベンションホール	2月12日、13日	

※駅周辺施設は3月以後調整中

7 小児（5～11歳）の接種について

国から詳細が示され次第、具体的な調整を行う。（3月以降開始見込みで準備中）

損害賠償請求事件について

1 事件の概要

平成 30 年（2018 年）3 月 13 日に小田原市立学校の運動場において授業時間中に同校に在籍する子供が他の子供と接触したことにより転倒し、負傷した事故に関し、治療費、通院交通費、慰謝料等を求める損害賠償請求訴訟が令和元年（2019 年）9 月 26 日に提起された。

本市は原告の請求棄却を求めたが、口頭弁論及び弁論準備手続を重ねた結果、和解の合意が整ったため、裁判所が職権で調停に付し、令和 3 年（2021 年）12 月 20 日に調停が成立した。

2 訴状の概要

原告：小田原市立学校に在籍していた子供

被告：小田原市及び神奈川県

原告の主張：(1) 教諭は授業中に子供に生ずる危険を予見し、これを回避するための措置をとるべき高度な注意義務を負っている。

(2) 当時、運動場には教諭が約 7 名しかいなかった。また、担任教諭がいなかった。

(3) 担任教諭らの事前指導が十分でなかった。

(4) 本件事故に関し文書で説明を求めたが、市は回答を一切拒否した。

請求の概要：損害賠償金 330 万 6,704 円及び内金 300 万 6,704 円に対する平成 30 年 3 月 13 日から支払済みまでの利息（年 5%）並びに訴訟費用の負担

請求の根拠：国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく国家賠償責任（神奈川県に対する請求根拠は同法第 3 条第 1 項に基づく給与負担者責任）

3 これまでの経過概要

年 月 日	内 容
平成 30 年 3 月 13 日	・学校の運動場で行われた特別活動において、原告が転倒し、負傷する。
令和元年 9 月 26 日	・原告から横浜地方裁判所に訴状が提出される。 その後、訴状の記載内容に関し、訂正が行われる。
11 月 15 日	・第 1 回口頭弁論期日
12 月 27 日	・第 2 回口頭弁論期日
令和 2 年 2 月 10 日	・弁論準備手続
3 月 18 日	・弁論準備手続

8月14日	・ 弁論準備手続
10月2日	・ 弁論準備手続
11月25日	・ 弁論準備手続
令和3年1月27日	・ 弁論準備手続
3月9日	・ 弁論準備手続
4月23日	・ 弁論準備手続
6月15日	・ 弁論準備手続
7月6日	・ 弁論準備手続
8月16日	・ 弁論準備手続
12月3日	・ 尋問期日・和解の勧誘
12月20日	・ 調停成立

4 調停の概要

- ・ 被告小田原市は、原告に対し、本件解決金として50万円を支払う。
- ・ 原告は、その余の請求を放棄する。
- ・ 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ・ 訴訟費用及び調停費用は、各自の負担とする。

5 今後の予定

- ・ 1月27日 厚生文教常任委員会で報告
- ・ 1月28日 教育委員会定例会で報告
- ・ 2月16日 市議会3月定例会に専決処分の承認議案を提出